

中小企業等復興支援事業補助金 ご案内

～台風第21号により被害を受けた中小企業等の復旧・復興に
つなげる取組みを支援します～

京都府と向日市商工会では、平成30年台風第21号により被害を受けた中小企業等を支援する「中小企業等復興支援事業」を実施します。

中小企業応援隊の支援策として、本事業主旨にもとづき被災から復旧・復興するために実施される取組み（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

平成30年10月9日（火）から平成30年12月25日（火）まで

【申請書の提出先】

中小企業応援隊員である向日市商工会の経営支援員を経由して、向日市商工会へ提出

【問合せ先】

向日市商工会 （連絡先）TEL:075-921-2732

向日市商工会

【補助対象者】

原則、向日市内に事業所を有する中小企業等

平成30年台風第21号により被害を受け、復旧・復興等を目指す被災（り災）証明書を有する者。ただし、被災（り災）証明書が発行されない場合でも、向日市商工会が、平成30年台風第21号による被災であることが確認できる場合は、補助の対象とさせていただきます。

[中小企業の範囲]

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

【事業内容】

設備更新、機器の修理、店舗修繕をはじめとする中小企業等の早い事業再開・再生、売上回復等につながる事業

（補助率・補助金額等）

	大規模な設備更新等	小規模な機器等の修繕等
補助対象経費	台風第21号により被災した設備等の更新等	台風21号により被災した機器等の修繕等
補助上下限	下限10万円、上限100万円（*注）	上限10万円
補助率	15%以内（*注）	2分の1

（*注）平成29年台風18号、台風21号又は平成30年7月豪雨により被災された場合は、補助率25%以内（上限150万円）。

* 交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てとなります。

（補助対象経費）

補助対象となる経費は、申請取組み（事業）の実施に必要な経費（消費税抜き）で、原則として、交付決定日以降に請求・支払行為が発生したものです。

ただし、被災（り災）証明書又は、被害状況確認書及び事前着手の記載のある申請書の提出があれば、災害の特例措置として、交付決定日以前に請求・支払したのも対象とします。

尚、補助対象となるものに保険金が支払われる場合は、補助対象経費から保険金額を差し引いた額が、補助金の対象経費となります。

◆ 補助対象経費の具体例

- (1) 大規模な設備の更新又は改修等に係る経費等
 - 事業所等の屋根、壁、床等の復旧・復興のための修繕等
 - 室外機・ボイラー等設備の買い替え、修繕
 - 営業用車両の買い替え、修繕
- (2) 小規模な機器の修繕等に係る経費等
 - 店舗看板・ガラス・機械等の修繕
 - 屋根、床の修繕
 - 店内清掃・消毒費

* その他事業趣旨に合致した取組みで、中小企業応援隊が必要と判断したもの

（補助対象外経費）

人件費、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税等）、不動産購入費、官公署に支払う手数料、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金として社会通念上、不適切と認められる費用は、対象外とします。

【実施期間等】

	開 始	終 了
受付期間	平成30年10月9日	平成30年12月25日
事業実施期間	被災日時以降に着手	平成31年 2月28日
実績報告書提出期間	事業終了から7日以内	

* 取組み（事業）に係るすべての経費は、事業実施期間内に支払いを完了して下さい。

【申請手続き】

交付申請書等の書類は、期日までに、向日市商工会の経営支援員を通して、申請書受付先へ提出して下さい。

（1）書類は、下記の原本（押印したもの）1部を提出して下さい。

①交付申請書

②向日市が発行する被災（り災）証明書

※被災（り災）証明書が発行されない場合でも、向日市商工会が、平成30年台風第21号による被災であることが確認できる場合は、補助の対象とさせていただきます。

③その他添付書類

※向日市商工会からの要請に従って請求書等を提出してください。

（2）交付申請書等は、向日市商工会にお申し出ください。

【審査結果の通知】

補助金交付の採否は、募集期間内に都度、審査を行い、文書により向日市商工会から申請者に通知いたします。

（1）補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合があります。

（2）補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。

【実績報告書の提出】

（1）補助事業終了後7日以内に実績報告書を向日市商工会に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付（写真等）が必要です。その際、取組（事業）実績について経営支援員が確認させていただきます。

（2）向日市商工会において実績報告書を受領後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

（3）本事業に関する書類（申請書控、証憑書類、交付申請書など）は、5年間の保存をお願いします。

【申請書提出先・問合せ先】

〒617-0002

向日市寺戸町寺田64番地 向日市商工観光振興センター内

向日市商工会

TEL 075-921-2732

※本補助事業は、京都府の補助金を活用して実施するものです。